

行政監査が延期される・・・？

“財務会計に関する事務処理体制向上に対する支援”

社会福祉法の改正に伴い、一定規模以上の法人について会計監査人による監査が義務付けられることとなりましたが、会計監査人を設置しない法人においても、会計の健全性を高めるため、外部の会計専門家による任意監査を受けることが望ましいとされています。

財務会計に関する事務処理体制向上に対する支援業務を受けた法人については、一般監査の実施の周期の延長等を行うことができることとされています。

内部統制を強化したい、監事や行政から外部監査の実施を求められている、という法人様はご相談ください！



55年間の実績と、140件の信頼。
福祉会計の専門家、税理士法人名南経営が完全サポート！

S e r v i c e c o n t e n t s

税理士法人名南経営による 「財務会計に関する事務処理体制向上に対する支援業務」とは

事前に資料を送付いただき、内容確認の上1～2日訪問して実地で確認を行います。
終了後「財務会計に関する事務処理体制向上に対する支援業務実施報告書」を作成・納品いたします。
単なるチェックリストに基づいた指摘ではなく、どうすればできるか相談しながら、改善に向けたアドバイスを行います。

確認内容の一例

- ・予算管理、運用状況の確認
- ・収益、費用項目についての確認
- ・現金預金、未収金等についての確認
- ・固定資産の管理についての確認
- ・注記、附属明細書についての確認
- ・事務決裁ルールに関する確認
- ・資金運用上の規制遵守についての確認
- ・負債の管理についての確認
- ・計算書類の適合性についての確認

料金

基本料金：20万円～（税抜） ※料金は業務内容や法人規模等により異なります。

下記フォームに必要事項をご記入の上、電話・FAX・メールにてお問い合わせください。

TEL 052-589-2301 FAX 052-589-2329 メール fukushi@meinan.net

税理士法人名南経営 ヘルスケア事業部（担当／小椋、山田）

希望される項目にチェックを入れてください！

見積もりを希望する

個別面談を希望する

貴法人名

ご住所 〒

お役職

お名前

TEL

FAX

このお申し込み書に記されたお客様の個人情報は、弊法人が属する名南コンサルティングネットワークの各法人で、お客様情報として登録し共有をさせていただきます。
この情報は、今後の弊法人及び名南コンサルティングネットワークの各法人が提供する商品やサービスのご案内についてのみ使用し、他の目的には一切使いません。
詳しくはインターネットに掲載してある名南コンサルティングネットワークの個人情報保護方針をご参照ください。 https://www.meinan.net/privacy/meinan_tax/

【お問い合わせ】税理士法人名南経営 ヘルスケア事業部（名古屋市中村区名駅1-1-1） [TEL:052-589-2301](tel:052-589-2301) 担当:小椋、山田